

マイナンバー法に基づく報告について

1 根拠

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条の3第2項及び特定個人情報の取扱いの状況に係る地方公共団体等による定期的な報告に関する規則（平成28年個人情報保護委員会規則第4号）

2 対象機関

- (1) 都道府県、市区町村（教育委員会等を含む。）（2,153機関）
- (2) 一部事務組合、広域連合等の特別地方公共団体及び地方独立行政法人のうち、基礎項目評価書を委員会に提出した機関（89機関）

3 報告内容

(1) 個別テーマに基づく報告書

委員会に提出している基礎項目評価書の事務に関し、調査項目に対する平成28年度の実施状況等を取りまとめ、機関ごとに報告を求めた。

(2) 重点項目報告書、全項目報告書

委員会に提出している重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、事務ごとに、平成28年度における措置状況等の報告を求めた。

4 作業状況

- 現在、対象機関から報告された内容の確認等を行っている。
- 現段階においては、重点項目評価書及び全項目評価書に記載されたリスク対策について、おおむね必要な措置が講じられているとの報告結果となっている。
- 今後、報告された内容の分析を行うとともに、地方公共団体において特定個人情報がより適切に取り扱われるよう、当委員会として各種の取組を検討していく。

以上